

ビンゴゲーム公序良俗事件

装置が不正行為の用に供せられない利用も可能

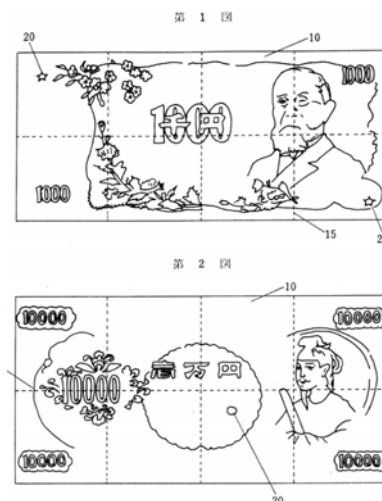
本装置により行われる競技又は遊戯が**不生産的非工業的**であるとしても、発明の内容たる競技装置自体を製造又は販売すること等による工業的効果がないものとは到底認められない

本装置が遊戯者に於て格別の技倆を用いることなく、殆んど偶然の結果により勝敗を争う遊戯の器具であることは明らかであり、このような器具による勝敗に金品を賭すること及び之に随伴して不正手段の行われることのあり得べきことは当裁判所に顕著なところであるけれども、器具が本来之を純然たる娯楽の用に供することを目的としたものであって、**賭博行為その他の不正行為の用に供することを目的としたものでないことは発明の明細書の記載内容上明らか**であり、且発明の内容に照らし、純然たる娯楽用に供し、不正行為の用に供さないことも**可能**と認められるから、**装置が不正行為の用に供せられることがあり得ると言う理由を以て特許法第三条第四号にいわゆる秩序若くは風俗を紊る恐れがあるものとする**ことはできない

実用新案権 公序良俗事件

紙幣に孔をあける技術は国により利用可能

紙幣にパンチ孔を穿設するという行為、すなわち、犯罪行為をそそのかすこと以外に有り得ない旨主張するが、実施不能であることと**公序違反**となることは直接結びつくものでないばかりか、本願考案は、産業上利用できる考案というべきであるから、本願考案が**国によって実施される可能性**が将来において全くないとはいいい難いし、仮に、本願考案がヒントになって、パンチ孔の穿設していない紙幣に孔を穿つ者がいるとしても、そのことと本願考案が公序に反するか否かとは全く別問題であつて、被告の右主張は、採用するに由ない。



医療行為の産業利用性

医療行為は産業上利用性はない

【要旨】医薬や医療機器と医療行為そのものとの間には、特許性の有無を検討する上で、見過ごすことのできない**重大な相違**がある

【判示】医療行為そのものにも特許性が認められるという制度の下では、現に医療行為に当たる医師にとって、少なくとも観念的には、自らの行おうとしている医療行為が特許の対象とされている可能性が常に存在するということになる。しかも、一般に、ある行為が特許権行使の対象となるものであるか否かは、必ずしも直ちに一義的に明確になるとは限らず、結果的には特許権侵害ではないとされる行為に対しても、差止請求などの形で権利主張がなされることも決して少なくないことは、当裁判所に顕著である。

医師は、常に、これから自分が行おうとしていることが特許の対象になっているのではないかと、それを行うことにより特許権侵害の責任を追及されることになるのではないかと、どのような責任を追及されることになるのか、などといったことを恐れながら、医療行為に当たらなければならないことになりかねない。医療行為そのものを特許の対象にする制度の下では、それを**防ぐための対策が講じられた上でのことでない限り**、医師は、このような状況で医療行為に当たらなければならないことになるのである。

45 東京高判H14/4/11 外科手術を再生可能に表示する装置事件

一眼レフカメラ事件

要求による公布も頒布された刊行物

【要旨】:29条1項3号の刊行物は、要求の都度、複製され交付されるものでよい。

【判示】:特許法29条1項3号にいう**頒布された刊行物**とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する**情報伝達媒体**であって、頒布されたものを指すところ、ここに公衆に対し頒布により公開することを目的として複製されたものであるということが出来るものは、必ずしも公衆の閲覧を期待してあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるとしなければならないものではなく、右**原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され**、かつ、その複製物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、**公衆からの要求をまっとうしてその都度原本から複製して交付されるもの**であっても差し支えないと解するのが相当である。

48 最判S55/7/4 一眼レフカメラ事件

かき餅生地の製造公然実施

不特定者が見学可能ならば公然実施

工場内に設置された機械装置に具現された発明が公然実施されていたと認め得るかどうかについては、その工場の管理者が、工場内に立ち入る者に対し、当該機械装置に具現された技術内容を、原則として秘密にするとの方針の下に、何らかの必要な措置を取り、例えば、一般人による当該機械装置の見学は、原則として認めない、との方針を取っていたか、それとも、工場内に立ち入る者に対し、当該機械装置に具現された技術内容を、原則として秘密にするとの措置を取らず、見学の希望があれば、不特定多数の一般人に対しても、当該機械装置を公開し、その機械装置の見学を自由に許すとの方針を取っていたかどうかを基準として区別すべきである。

前者であれば、当該機械装置に具現された発明を公然実施していたと認めることはできないというべきである。しかし、後者であれば、実際に工場に出入りした者が少数の特定の者にすぎなかったかどうか、あるいは、実際に希望をして見学に来た者がいたかどうかを問わず、当該機械装置を秘密にすることなく公開するとの方針を取ってこの機械装置を営業運転してきたということだけで、この機械装置に具現された発明は、公然実施されてきたものと認めるに十分というべきである。

49 東京高判H15/4/10 かき餅生地の製造装置事件

マイクロバブルの審決取消

商品が購入可能ならば公然実施

「公然実施」とは、その発明の内容を不特定多数の者がその発明の内容を知り得るような状況でその発明が実施されることを意味する。

本件のような物の発明の場合には、購入者が販売者からその発明の内容に関しその分析等の試験を行うことを禁じられているなど特段の事情がない限り、購入者は商品を自由に分解・分析してその発明の内容を知ることができる。

よって、商品が販売されたことにより、その商品に関する発明は不特定多数の者が知り得る状況におかれたことになるというべきである。

49 東京高判H16/3/24 マイクロバブル事件

医薬品公然実施事件

成分が公開されても分析不可なら公然実施でない

特許制度は、新たな技術思想の社会への公開の代償として、これについて独占権を付与するものであるから、既に社会的に知られている技術的手段に対して独占権を付与する必要はなく、また、そのような技術的手段に対して独占権を付与することは自由な技術の発展をかえって妨げることになりかねないものである。

特許法が、同法29条1項各号所定の発明については特許を受けることができない旨を規定しているのは、このような趣旨に出たものである。そうすると、同項2号の「公然実施」については、不特定多数の者の前で実施をしたことにより当該発明の内容を知り得る状況となったことを要するものであり、単に当該発明の実施品が存在したというだけでは、特許取得の妨げとはならないと解するのが相当である。この場合において、当該発明が物の発明である場合にあっては、当該発明の実施品が、当業者にとって当該実施品を完全に再現可能なほどに分析することが可能な状態にあることまでは必要でないが、当業者が利用可能な分析技術を用いて当該発明の実施品を分析することにより、特許請求の範囲に記載されている物に該当するかどうかの判断が可能な状態にあることを要するものと解するのが相当である。

被告製剤の製造方法は、企業秘密として厳格に管理されており、その含有成分の組成は公開されているものの、その他の情報は外部に開示されておらず、分岐鎖アミノ酸原料と練合材を練合し、造粒して顆粒状にし、さらにコーティングを施した製剤という性質上、イソロイシン、ロイシンの個々の粒子を練合前の粒子径のままに分離することは困難であると認められ、市販されている被告製剤からこれに含有される分岐鎖アミノ酸粒子の粒度を解析し、被告製剤が本件第1特許発明請求項3の構成を備えたものであり、同請求項1の方法により製造されたことを知ることは、**当業者が通常に利用可能な分析技術によっては極めて困難**というべきである